

ルソーの一般意志と意志の定点観測

——フランス革命、フィヒテ、ルナン、第三帝国——¹⁾

鳴子博子

1. 問題の所在
2. ナチス「意志の勝利」
3. フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」
4. ルナン「国民とは何か」
5. 結びにかえて

1. 問題の所在

2009年夏、日本で67年ぶりに公開されたドイツ映画がある。レニ・リーフェンシュタール (Leni Riefenstahl, 1902–2003) 監督の「意志の勝利 Triumph des Willens」(1935) である。それは、アドルフ・ヒトラー (Adolf Hitler, 1889–1945) が首相の座に就き、政権を獲得した翌1934年、ニュルンベルクで開催されたナチ党大会の模様を記録した長編映画である。ヒトラー一行を乗せた飛行機がニュルンベルクに向かう。その機上から眺望される眼下に広がる雲海と近づきゆく街の映像から始まるこの映画は、一行を歓迎する人々の期待感、昂揚感があふれんばかりに充満していくさまを捉え、ナチスのパレードの壯觀を伝え、ヒトラーの演説の、聴衆を圧倒する迫力を見る者の目と耳に焼き付ける。斬新な映像技術、技法を駆使し、高い芸術性を帶びたこの作品は、「ヒトラーはドイツ、ドイツはヒトラー」と連呼する人々の声を反響させ、ヒトラーのカリスマ性をいやが上にも高める効果を持つ。ナチス最高のプロパガンダ映画と言われる所以である。「意志の勝利」は、600万人ものユダヤ人のホロコーストを伴う「ナチスの戦争」への道を切り開く大衆動員に貢献した。戦後ドイツでレクチャーなしでの上映が禁じられてきたのも、むべなるかなである。

映画「意志の勝利」は、政治とプロパガンダ、政治と芸術との間に横たわる危険や緊張と隣り

1) 本稿は、社会思想史学会第36回大会のセッション「パトリオティズム・ナショナリズム・コスモボリタニズムの根本問題」(名古屋大学、2011. 10. 30) における報告を論文化したものである。報告の表題は「ルソーのパトリオティズムはナショナリズムを準備したのか—意志の定点観測としてのフィヒテ、ルナン、第三帝国—」であった。論文化にあたってタイトルを変えさせていただいた。

合わせの幾多の問題を私たちに投げかけるメディア学の格好の素材となるものである。だが、渋谷で単館上映されるという新聞記事を目にしたとき、これはどうしても見に行かねばと私も思わせたものは、実は、映画のタイトルにあった。ルソーの社会・政治思想、理論を私はかねてより探究しているのだが、その思想の核心にある概念こそが「意志 volonté」であり、「一般意志 volonté générale」概念であるからである²⁾。そして実際、真夏の渋谷で期待にたがわぬ、否、期待を上回る100分以上の迫力ある映像に接しながら、私の脳裏に去來したのは、「意志の勝利」の意志とは、どのような意志なのか、それは一体、誰の意志であり、何のための意志なのかという問い、疑問であった³⁾。

さて、ここで本稿のテーマについて述べることにしよう。本稿では、「意志」を中心に据えて改めてフランス革命に端を発する国民国家の思想（ナショナリズム）とルソーのパトリの思想（パトリオティズム）との関係を問題とする。改めてと書いたのは、拙稿「フランス革命と明治維新——ルソーの『国家創設』論からの比較考察——」⁴⁾で、「パトリオティズム—ナショナリズム問題」を取り上げ、分析を行っているからである。この問題に関する拙稿での結論を以下に要約しておこう。ルソーは区別されるべき2つのパトリ概念、つまり自然的パトリと「創造のパトリ」を有しており、彼の展開した思想は、人々が生み出した価値を共有するアソシアシオンであり、国家でもある、膨張しない小さな祖国（パトリ）を守るパトリオティズムの思想である⁵⁾。そうであるにもかかわらず、ナショナリズムを準備した思想家、膨張する大国の論理を展開した思想家とルソーが捉えられることがあるのは⁶⁾、ルソーの著作の中で私たちが注意深く区別すべき、自然的パトリと「創造のパトリ」との峻別がなされず、それらが混同された点と深くかかわっているように思われる。ルソーは、原理性の高い政治的主著『社会契約論』において代議制を否定して直接民主制を選び取るが、ルソーのパトリオティズムがフランス革命に端を発する後年のナショナリズムを準備するどころか、ナショナリズムと交わることなく分岐するのは、彼のアソシアシオンであり、かつ、つくり出される国家でもあるパトリの直接民主制の理論のゆえである。

本稿では、以上のような拙稿の分析を踏まえつつ、仏日（フランス革命と明治維新）比較から、18世紀末（フランス革命）から1930年代（ナチス第三帝国）までのヨーロッパの二大国仏独に分析対象を移して、「意志」に着目して改めて、「パトリオティズム—ナショナリズム問題」を問い合わせ直そうと思う。あるいはまた、私は、拙稿「〈暴力—国家—女性〉とルソーのアソシアシオン論」において

2) 鳴子（2001）第6章、同（2012）第1章。

3) 映画「意志の勝利」は、その後、日本で2010年1月にDVDとして発売され、その映像に接する機会が広がっている。

4) 鳴子（2013）、同（2014a）。

5) 鳴子（2014b）。

6) 踊（2011）217–234頁。

て、いかにして戦争をする国家を戦争をしない国家、戦争を阻止する国家に転換することが可能かという問い合わせを立て、男女の能動－受動論を展開した⁷⁾。この論考のキーワードである「能動－受動」関係も、直接民主制と間接民主制（代議制）との関係とともに、本稿の論考の軸となることを予告しておきたい。

次は、本稿の仮説についてである。私は本稿で、代議制こそが独裁制を生む、という仮説を立てる。この仮説は通常の理解とは異質のもの、少なくともかなり隔たったものである。この点を説明すれば、多くの場合、ナチス・ドイツのヒトラー独裁を極北とする近現代の独裁制の出現は、大衆社会状況下の代議制の機能不全とその機能不全の中で議会を跨いで、その頭越しに行われる指導者による大衆の同意、支持の取り付け——それは人民投票といった直接民主主義的手法によって行われる——と結びついて理解される。言い換えれば、現代社会において民主主義を掘り崩し、独裁制へと至る道を用意するのは間接民主制ではなく、直接民主制的なものである、という理解である。つまり、問題なのは代議制なのではなく、代議制の機能不全である、ということである。まずはこのような理解と本稿の仮説との隔たりに留意していただきたい。

さらに、本稿の分析視座、時期および定点を示そう。本稿では「意志」分析の視座としてルソーの一般意志を置き、18世紀末のフランス革命から20世紀30年代のナチス第三帝国までを視野に収めることにする。歴史上の起点（第1の定点）は、最高存在の祭典の行われたフランス革命期の1794年であり、終点（第4の定点）としては、ナチス第三帝国期1934年のニュルンベルク・ナチ党大会の時点である⁸⁾。そしてこれらの起点と終点とに挟まれた期間の中で2つの時点、地点に着目する。1つ（第2の定点）は、ナポレオン一世率いるフランス軍に占領された19世紀初頭のベルリン、もう1つ（第3の定点）は、普仏戦争（1870–71）でアルザス＝ロレースをドイツに奪われた後の、第三共和政下の19世紀終盤のソルボンヌである。前者はフィヒテ（Johann Gottlieb Fichte, 1762–1814）の「ドイツ国民に告ぐ（*Reden an die deutsche Nation*）」（1807. 12–1808. 3）に表れる「意志」であり、後者はルナン（Joseph Ernest Renan, 1823–92）の「国民とは何か（*Qu'est-ce qu'une nation?*）」（1882）に見出される「意志」である⁹⁾。フィヒテの言う「確固とした必然性に基づいた意志」とはいかなるものだろうか。そしてルナンの語る「国民とは日々の人民投票である」という力強く、ある種、魅惑的なフレーズは何を意味しているのだろうか。とりわけ、ルナンの

7) 鳴子（2015a）、同（2015b）。

8) ルソーの一般意志と最高存在の祭典に現れた意志との関係について若干、補足しよう。一般意志は原理的著作『社会契約論』の中で練り上げられた概念、理念であり、現実の具体的な場にのみ限定的に結びつけられたもの、閉じられたものではない。ルソーの一般意志は開かれた概念、そのような意味で普遍的な理念であり、具体的な歴史上の起点とはなりえない。それゆえ、私たちは、分析視座としては『社会契約論』の一般意志を、意志の歴史的な第1の定点としては、最高存在の祭典を置くのである。

9) Fichte (1978), Renan (1887).

言葉はルソーの人民集会、人民投票と共鳴関係にあるのだろうか。これらの問いは、パトリオティズムとナショナリズムとの関係を掘り下げてゆくには避けて通れないものとなるだろう。「意志」は歴史の推移の中で、いかなる質的な変化、変貌を遂げていったのだろうか。

問題の所在を終えるにあたって、本稿に言う定点観測の定点の意味を説明しておくべきであろう。ここで言う定点は、通常の定点の意味とは異なっているからである。一般に、自然科学に言う定点とは、空間的に定まった一地点を指し、定点観測とは、その特定の一地点から観察、観測される一定のエリアで起こる現象を時間の経過の中で追うことを指す。けれども、本稿では、「意志」という概念を一種の定点と見立てて、ルソーの一般意志を分析視座として、「意志」が時間の経過の中で、思想上、運動上、どのような内実を持って表れるのかを観測する。言い換えれば、本稿は、時間と空間とが推移する中で、定点としての「意志」が、どのように変容を遂げてゆくのかを捉える試みなのである。

2. ナチス「意志の勝利」

本章2. では、前章1. で示した定点を歴史順にではなく、第4の定点（終点）である1930年代を取り上げ、1934年9月のニュルンベルク・ナチ党大会の時点の「意志」を分析してゆくことにしたい。第三帝国の独裁制が現実のものになるまでの歴史を1930年代に絞って概観する。着目点は、まずは「意志」の数であり、次にその「意志」は誰のものか、である。

周知のように、30年代のドイツでは、ナチスが政権掌握を進める過程で、ナチス以外の議会内部の諸政党に対する弾圧、攻撃が繰り返された。そして遂に、議会の立法（意志決定）がまるごと否定される異常事態に突入する。すなわち、1933年の全権委任法によって、議会の有する立法権を篡奪し、議会に代わって政府が立法権を掌握するに至ったのである¹⁰⁾。さらに政府の立法権の掌握は、政府部内でヒトラーただひとりが立法権を独占し、ヒトラーは、実際、法の上に立つ者になる。独裁者は人民投票を最大限、活用する。自らの支配への国民の支持を取り付け、国民の「同意」、「承認」を誰の眼にも明らかにするためにである。こうして、国際連盟脱退をめぐる人民投票と総統の創設および自身の（総統への）就任をめぐる人民投票が1933年、1934年と続いて実施された。これら2つの人民投票の投票率および賛成票の率の高さは恐るべきものである。前者の投票率は96%，うち賛成が95%，後者の投票率は95%，うち賛成が90%を記録した¹¹⁾。これらの数字は、ヒトラーによる国民の「同意」「承認」の取り付けの成功を如実に示している。

それでは、第4の定点である1934年9月のニュルンベルク・ナチ党大会時の「意志」とは、誰

10) Bracher (1972) pp. 184-249 (305-414頁).

11) Ibid., pp. 267-268 (442-444頁).

の意志であり、誰の勝利なのだろうか。この点に迫るのが、本章2. の課題である。レニの映画「意志の勝利」を手がかりに分析しよう。この映画は、党大会を中心に、国家労働奉仕団や突撃隊等の屋内外の夜間、日中の集会、パレード等、18の項目に分かれた映像からなる。それらの映像は、戦争への道を予感させながらも、カメラが捉えるのは最新鋭の武器や装備を誇示する軍事パレードではない。カメラが追い続けるものは、ヒトラーの姿を一目見ようとする高揚し、上気した人々の表情、姿であり、ヒトラーのカリスマ性を神々しいまでに高める会場の静寂と歓喜が交錯する張りつめた空氣である。明らかに武力（物理的暴力）よりも「意志」を持つ／持つはずの人間にスポットライトが当てられている¹²⁾。軍部の望む最新鋭の戦車を連ねた軍事パレード中心の映像化、ストレートな力の誇示によってではなく¹³⁾、人間に焦点を当てることによって、かえって、彼女は高度な科学技術を有する第三帝国の人心を1つに束ねた力強さを伝えることに成功していると言えるだろう。これらの映像は人心糾合の增幅装置として、帝国内の各地の大衆に大きな作用を及ぼすことになる。私たちはこうした人々の熱狂の正体に接近する必要がある。

ところで、私は拙稿においてフランス革命と明治維新をそれぞれ「国家の創設」と捉えたが¹⁴⁾、本稿でも、ナチス第三帝国の出現を、それまでの国家とは質を異にする新「国家」の創設と捉える。そして今回も拙稿で立てた4つの問い合わせ①「宗教」の創設はあったのか、②立法者はいたのか、③全面譲渡はあったのか、④結局、その「宗教」は何だったのか、から事態の本質に迫ってゆきたい。

まず①の「宗教」の創設はあったのかであるが、結論から述べれば、それはあったと言えよう。ニーチェ以後の神なき時代は、プロテスタントにしろ、カトリックにしろ、既存の宗教が多数の人心をわしづかみにする時代ではない。20世紀ドイツの「宗教」は、ヒトラーが喧伝、増幅した「ゲルマン魂」・「ドイツ民族」の神話、要するに第三帝国の神話である。周知のごとく、ナチスにとって幸いだったのは、第1次世界大戦の敗戦と戦後の混乱と屈辱、追い打ちをかけた世界恐慌

12) だが、武器よりも人間が注視されるとは言っても、少し留保が必要である。彼女の映像が、戦間期のドイツの到達、獲得した科学技術の粋を集めて生み出されたことは疑いのない事実だからである。先に述べたように、ニュルンベルクへの列車ならぬ飛行機でのヒトラー入城の模様を映画冒頭にもってきて、人々の心にその映像を印象的に刻みついていることは、航空機がより広範で積極的な役割を担う時代を先取りするものだったろう。事実、第1次世界大戦において、航空機は偵察機等の使用に限定されていたが、第2次大戦は、戦闘機が空中戦や大規模な空爆を行う戦争となった。それだけではない。そもそも、「意志の勝利」では空撮をはじめとして高所から地面まで、さまざまな場所、角度からの撮影が行われ、映像の効果を著しく高めているが、そのこと自体が、撮影機器の発達、撮影技術の向上、そして当然、ヒトラーの許した豊富な資金なくしては、実現されなかつたものだろう。

13) レニ監督は34年の党大会の際、ドイツ国防軍の軍事演習を撮影しながら『意志の勝利』にそれを収めなかった。彼女はヒトラーから命ぜられ、それを短編映画「自由の日」“Tag der Freiheit—Unsere Wehrmacht”(1935)として製作した。

14) 鳴子(2013), 同(2014a).

の打撃によって、生きてゆくための生活基盤や誇りを喪失した少なからぬドイツ国民がヒトラーの共鳴盤となったことである¹⁵⁾.

次に②の立法者はいたのか、について。ルソーが『社会契約論』(II-7)で規定している立法者とは、建国の法——その中には新国家の「宗教」(市民宗教)の教えが含まれている——を人民に提示し、与えるけれども、そのことだけに自らの仕事を限定し、決して成立する政権内部に位置を占めることなく、国家の創設時にのみ関与、介在する利害関係のない中立の第三者(外国人)とされた¹⁶⁾。だが、ヒトラーは政権の一翼に座を占めることがないどころか、国家の立法を独り占めにする独裁者となって君臨し続けたのだから、新「宗教」(神話)の主唱者ヒトラーは、上述の立法者の要件にことごとく違反している。それゆえ、ルソーの言う立法者はいなかった。けれども、ヒトラーの類いまれな雄弁は、ドイツ国民の心にナチスの神話を刻印し、その教えを浸透させる力を持っていた。だから、ヒトラーは、私たちの視座からはウルトラ似非立法者と言うべきだろう。先の拙稿で論じた明治政府の場合と比較するならば、明治政府においては、政府部内の特定の為政者がと言うよりは、政府全体が集団的に似非立法者と捉えられたのに対して、ナチスの場合は、カリスマ性を帶びたヒトラー個人がウルトラ似非立法者と見なされる点に違いがある。さらには、明治政府の場合は、国家神道(「国体神話」)の効力が、アジア・太平洋戦争の終結に至るまで比較的長く続いたが、ナチスの「ドイツ民族」の神話の有効期限は、短期間で十年程度のスパンしか持たなかつた点にも違いがある。

③は、全面譲渡はあったのか、である。結論を先に言えば、それはあったとは言えない。ルソーは、『社会契約論』の奴隸について論じている章で、一方にすべてがあり、他方が無である「契約」を一方的で不合理な、ありえない「契約」と論難し、そのような奴隸契約の無効性を強く主張した(『社会契約論』I-4)。こうした観点からは、ナチスの行った2つの人民投票によるヒトラー独裁への「同意」や「承認」は、まさにルソーの言う一方的で不合理な、ありえない奴隸契約ということになる。結果として、現代の「主人-奴隸」関係を出現させるものであったと言わざるをえないだろう。ドイツ国民は、政治共同体(国家)への各人の人格、固有の力の譲渡を行うどころか、一人の独裁者への人格譲渡、人格放棄を行ってしまったからである。

以下にやや長くなるが、ルソーの全面譲渡の特質をロックやマルクスと対比して若干の整理をしておきたい。ルソーの全面譲渡のテーゼは、ロックの部分譲渡論のアンチテーゼである。つまり、ルソーの全面譲渡論は、ロックのテーゼ——自然権は各人の何人にも譲り渡せない権利としてあり、政府の設立に際しても、各人のプロパティ(固有権)を守るという目的遂行のために、政

15) 山口(2006)99-116頁。

16) 似非立法者が人心を糾合することは短期的には可能であるとルソーは『社会契約論』(II-7)で述べている。だから、ルソーの見立てに従えば、明治政府が長い期間にわたって人心を掌握し続けたこの方が、むしろ例外的で驚くべきことになるだろう。